

堺市地域介護サービス運営協議会地域包括支援センター選定部会設置規定

(趣旨)

第1条 この規定は、堺市介護保険施行規則第19条の3（平成12年規則第72号）の規定に基づき、堺市地域介護サービス運営協議会（以下「協議会」という。）に設置する地域包括支援センター選定部会（以下「選定部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(掌握事務)

第2条 選定部会は、地域包括支援センター業務の受託事業者を公募するとき、次に掲げる事務を掌握する。

- (1) 公募に関すること
- (2) 選定に関すること

(構成)

第3条 選定部会は、委員7名以内で構成する。

- 2 委員は次に掲げる者のうちから協議会が選任する。
 - (1) 協議会の委員
 - (2) 前号に掲げる者のほか、協議会が適当と認める者

(部会長)

第4条 選定部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、選定部会を代表し、部会の事務を掌握する。
- 3 部会長に事故があるときは、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 選定部会は、必要に応じて部会長が召集する。

- 2 選定部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、決議を行うことができない。
- 3 選定部会の決議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 選定部会は、必要があると認めるときは、選定部会の議事に關係のある者の出席を求める。その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、選定部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和元年11月26日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規定の施行後最初に行われる検討部会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず堺市地域介護サービス運営協議会の会長が行う。